

災害時における応急対策業務に関する協定書

山形県県土整備部長（以下「甲」という。）並びに村山総合支庁建設部長、最上総合支庁建設部長、置賜総合支庁建設部長及び庄内総合支庁建設部長（以下総称して「乙」という。）と一般社団法人山形県測量設計業協会会長、一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会会長、山形県建設コンサルタント協会会長及び山形県地質土壤調査業協会会長（以下総称して「丙」という。）は、大規模災害時における甲及び乙の所管施設の災害箇所調査業務及び災害応急対策に関する測量・調査・設計業務等（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

なお、山形県土木部長が平成16年12月10日付けで社団法人山形県測量設計業協会と、平成18年8月23日付けで山形県地質土壤調査業協会会長と、平成18年8月23日付けで山形県建設コンサルタント協会会長との間でそれぞれ交わした「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」は、いずれも廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害や風水害等、異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、甲及び乙が所管する公共土木施設が被災した場合において、甲及び乙がその応急対策業務を実施するに当たり、丙への協力を要請するために必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲及び乙の所管施設において発生した災害箇所とする。

（業務の実施手続）

第3条 甲及び乙は、その所管施設が被災し、必要と認めるときは、被災状況に応じて丙の会員を選定し、出動を要請することができる。

2 丙の会員は、甲又は乙から出動要請があったときは、できる限り速やかに対象施設の被災状況を把握した上で、甲又は乙の指示に基づき、当該施設に係る業務を早急に実施するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 丙は、あらかじめ業務に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

2 丙は、業務を速やかに実施するため、必要な技術者及び器材等の確保並びに動員の方法を定めておくものとする。

3 甲は、第1項の報告を受けたときは、乙に対し、これを伝達するものとする。

（業務候補者の推薦）

第5条 甲及び乙は、被災状況に応じて丙の会員を選定することが困難な場合は、丙に対し、業務を行うことができると認められる丙の会員（以下「業務候補者」という。）の推薦を要請することができる。



2 丙は、前項の規定による要請があったときは、第4条第1項に基づく実施体制によらず、甲又は乙へ業務候補者を推薦することができる。

(契約の締結)

第6条 甲及び乙は、丙に各々の会員の出動を要請したときは、出動した会員と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の規定する期間満了の1ヶ月前までに甲、乙、丙いずれからも何ら申し出がないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。
- 3 この協定は、甲、乙、丙いずれかの申し出により廃止することができる。この場合、申し出は廃止する期日の1ヶ月前までに行うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い甲、乙、丙いずれかの責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は技術者等に損害が生じた場合は、丙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その措置については、甲又は乙と協議して定めるものとする。

(事務局)

第9条 この協定の施行に関し、甲及び乙は山形県国土整備部管理課に、丙は一般社団法人山形県測量設計業協会にそれぞれ事務局を置く。

(その他)

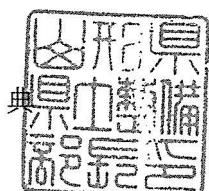
第10条 この協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

平成26年3月28日

令和2年3月30日改正

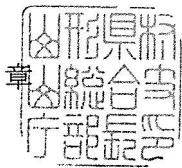
甲 山形県国土整備部長

角 湯 克



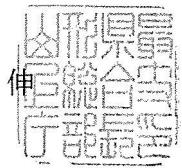
乙 村山総合支庁建設部長

松 葉 伸



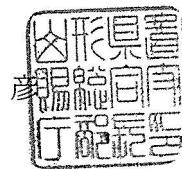
最上総合支庁建設部長

小 松 英



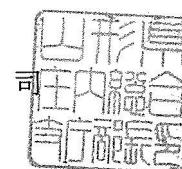
置賜総合支庁建設部長

佐 藤 茂



庄内総合支庁建設部長

真 田 誠



丙 一般社団法人山形県測量設計業協会

会長 遠 藤 貞



一般社団法人日本補償コンサルタント協会

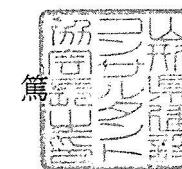
東北支部山形県部会 会長

田 村 道



山形県建設コンサルタント協会

会長 伊 藤



山形県地質土壤調査業協会

会長 高 田

